

指定居宅介護支援事業所
武蔵野赤十字在宅介護支援センター運営規定

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する指定居宅介護支援事業所武蔵野赤十字在宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、その他の従事者(以下「介護支援専門員」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所武蔵野赤十字在宅介護支援センター
- (2) 所在地 東京都武蔵野市境南町1-26-1
(武蔵野赤十字病院内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

- (3) 事務員 1名 (常勤又は非常勤職員 1名)

事務員は、上記業務の補佐と指定居宅介護支援の請求事務等にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
し日曜日・祝日・12月29日から1月3日まで及び5月1日を除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) 携帯電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供するとともに、複数のサービス事業者の紹介を求めることが可能であることを説明し、サービスの選択を求める。サービス担当者会議を経て、居宅サービス計画の原案及びサービス事業者の選択に関して、当該サービス事業者を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能であることを説明し、利用者の同意を得たうえでサービス事業者等との連絡調整を行う。

利用者は介護保険施設へ入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介、その他便宜を提供する。

なお、課題の分析は「課題分析標準項目」に基づいて行う。

- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の課題把握を行い居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。特段の事情がない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (3) 介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、事業所内もしくは当該地域の地域包括支援センター等の主

任ケアマネジャーにプラン作成、モニタリング時等に意見を求め、利用者本位の支援に努めるものとする。

- (5) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいよう説明を行なうとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。

- (1) 武蔵野市内は無料とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常事業の実施範囲)

第7条 通常の実施地域は武蔵野市全域とする。

- (1) 前項以外の地域で事業を行う場合は、管理者と訪問介護・在宅介護運営委員会での協議に基づいて決定をする。

(医療との連携)

第8条 指定居宅介護支援の提供開始にあたり、使用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。

- 2 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医の医師等の意見を求めなくてはならず、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付する。
- 3 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又

は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立に関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後、1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上
- (3) 権利擁護・虐待防止に関する研修 年1回以上
- (4) 感染症に関する研修 年1回以上

- 2 当事業所職員は、武蔵野赤十字病院の個人情報保護方針を履行し、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 当事業所職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 会計・収支決算は、武蔵野赤十字病院の当センター内で管理し、閲覧できるものとする。
- 5 事業計画は、武蔵野赤十字病院、武蔵野赤十字在宅介護支援センターで管理し、

閲覧できるものとする。

- 6 この規定に定める事項、その他運営に関する重要事項は、訪問看護・在宅介護運営委員会の審理を経て、日本赤十字社と武蔵野赤十字在宅介護支援センターの管理者との協議に基づいて変更するものとする。

（事業継続計画）

- 第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症、災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

- 第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

付則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年4月1日から一部改定し、施行する。

平成21年4月1日から一部改定し、施行する。

平成24年4月1日から一部改定し、施行する。

平成30年4月1日から一部改定し、施行する。

平成31年2月1日から一部改訂し、施行する。

令和2年4月1日から一部改訂し、施行する。

令和4年2月1日から一部改訂し、施行する。